

処 分 基 準

令和5年7月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項
処 分 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 別添「自動車の使用制限命令の処分量定の基準」のとおり
問 合 わ せ 先：大分県警察本部交通部交通企画課企画係（電話 097-536-2131） 各警察署交通関係事務担当課
備 考：

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

自動車の使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1 用語の意義

この基準における用語の意義は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）で使用用語の例によるほか次に掲げるとおりとする。

(1) 処分対象行為

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の6第1号及び第2号に規定する自動車の使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車運転代行業者等の違反行為をいう。

(2) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去1年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号若しくは第2号、第117条の2の2第2項第1号から第3号まで、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第2項第4号又は第119条の2の4第2項に規定する違反行為をした者であること。

イ 自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6第1号の表の下欄又は同条第2号の表の中欄に掲げる違反行為（随伴用自動車については、道路交通法第118条第1項第5号若しくは同条第2項第1号又は第119条第2項第1号に規定する違反行為に限る。）をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(3) 処分前歴

自動車運転代行業者が、その自動車運転代行業の用に供される自動車の運転について、過去1年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項又は第75条の2第1項若しくは第2項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

2 期間の計算

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算するものとする。

また、1年間は、365日とするものとする。

3 処分量定の基準

(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用

される道路交通法施行令第26条の6に規定する自動車の使用制限の処分基準に該当することとなった自動車運転代行業者に対する当該使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2) 処分対象行為に付する基礎点数等

ア 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

イ 処分事情に付する点数

(ア) 処分事情のうち、前記1(2)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命行為又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表1に掲げる点数を付するものとする。

(イ) 処分事情のうち、前記1(2)イに掲げる事情については、別表2に掲げる点数を付するものとする。

(ウ) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記1(2)アに掲げる自動車運転代行業者等の違反行為の数え方については、自動車運転代行業者等の下命ごと又は容認ごとに1回として数えるものとする。

(3) 処分量定の方法

ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。

(4) 政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

別表1 処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する基礎点数

区 分		点 数
酒	酔 い 運 転	36点
麻	薬 等 運 転	36点
無	免 許 運 転	26点
無	資 格 運 転	16点
酒	気 帯 び 運 転	16点
過	労 運 転 等	16点
速	度 超 過 運 転	6点
放	置 駐 車 違 反	6点
積載物重量制限 超 過 車 両 運 転	10割以上	6点
	5割以上10割未満	4点
	5割未満	2点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過 車 両 運 転		2点
積 載 方 法 制 限 超 過 車 両 運 転		2点

別表2 交通事故に付する点数

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	40点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点
建 造 物 損 壊 事 故	

別表3 処分期間の量定

点数 \ 区分	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回 以上
6～10点		20日	40日	60日
11～15点	10日	30日	50日	70日
16～20点	20日	40日	60日	80日
21～25点	30日	50日	70日	90日
26～30点	40日	60日	80日	100日
31～35点	50日	70日	90日	110日
36～40点	60日	80日	100日	120日
41～45点	70日	90日	110日	130日
46～50点	80日	100日	120日	140日
51～55点	90日	110日	130日	150日
56～60点	100日	120日	140日	160日
61～65点	110日	130日	150日	170日
66点以上	120日	140日	160日	180日